

岐阜県公報

号 外 (一) 平成 22 年 八 月 五 日

目 次

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ
一

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、八百津都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区 域	日 時	場 所	関 係 町
八百津	平成二十二年八月三十一日（火）午後六時から	加茂郡八百津町八百津三八二七番地一 八百津町中央公民館	八百津町

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、八百津町建設課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月六日（金）から同年八月二十日（金）まで（土曜日及び日曜日

を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月二十日(金)までに〒五〇〇一八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五)又は八百津町建設課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、「健康・福祉のまち」、「快適住環境のまち」、「環境保全・創造のまち」、「子育て・教育のまち」、「住民参画・協働のまち」といったまちづくりへの住民ニーズ、「自然が豊かなまち」、「国際交流が盛んなまち」、「都市へのアクセスが向上するまち(色々な可能性を秘めたまち)」といった本区域の地域特性を踏まえて、「やさしさ」とみどりあふれる 活気あるまち やおつ」を都市の将来像と設定し、この実現に向けた都市づくりの基本理念を次のとおり示す。

1 豊かな生活の実現

2 活力ある地域づくり

3 良好な環境の創造

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地 域 区 分	お お む ね の 位 置	目 指 す べ き ま ち づ くり の イ メ ー ジ
商業・業務地区	国道四一八号、県道多治見白川線の交差点付近の沿道	国道を活かした魅力ある地域
住宅地区	国道四一八号、県道多治見白川線、県道多治見八百津線及び県道野上古井線沿道	良好な住環境を備えた地域
集落地区	北部及び北西部の山間部の平地に住宅と農地が点在した地域	自然と調和した地域
工業地区	西部の和知工業団地、野上工業団地及び南部の原工業団地	周辺の環境に配慮した地域
公園・緑地地区	木曽川周辺及び北東部に位置する公園・緑地	うるおいとやすらぎの空間を提供する地域
山林地区	前記を除く地域	美しい景観を提供する地域

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 将来的に人口増加は見込まれないこと。

2 基盤整備は十分と言えないまでも、計画的に整備が進められていること。

3 山林地区の開発は沈静化しており、計画的な自然環境の保全の必要性は低く、また木曽川を中心に自然公園地域が指定され、自然環境は保全されていること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 国道四一八号、県道多治見白川線、県道多治見八百津線及び県道野上古井線沿線の既存住宅地については、良好な住宅地区として位置付け、狭隘道路の解消及び新たな生活道路の整備等を推進し住環境の向上を図る。

(2) 木曽川右岸、左岸に広がる野上、伊岐津志地区において、今後の人口、世帯数の変化、都市化の進展を見据えながら、ゆとりある居住空間を持つ良好な住宅地として整備する。

(二) 商業系

国道四一八号、県道多治見白川線の交差点付近の沿道に小規模な店舗が集積しており、商業・業務施設の出店等の際には、本地区に誘導を図り、さらなる商業・業務施設の集積に努める。

(三) 工業系

西部の和知工業団地、野上工業団地及び南部の原工業団地といった既存の工業団地が形成されており、これらの周辺を中心に、生産機能の強化、若者の定住、安定した町民所得の確保、地域の発展、地場産業の振興を図るため、工場の誘致等に必要な用地の確保を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 西端を縦断する(都)東海環状自動車道を広域的な交流軸として配置する。
- (2) 東西軸の骨格を形成する国道四一八号、国道四一八号線丸山バイパス、県道野上古井線、県道多治見八百津線及び南北軸を形成する県道多治見白川線を周辺市町村との連携強化を図る連携軸として位置づける。

(二) 下水道及び河川

- (1) 下水道としては、八百津地区、伊岐津志地区及び和知地区に、木曽川右岸流域関連公共下水道を配置し、上飯田地区では農業集落排水を配置する。
- (2) 河川としては、本区域を横断する木曽川を主要な河川として位置づける。

3 市街地開発事業に関する方針

- (一) 本区域の中心である八百津地区は、中心地区にふさわしい、居住環境の確保、災害時の安全性の向上を図るため、道路・緑化・景観等の整備を総合的に推進する。

- (二) 和知地区は、県道野上古井線沿道の良好な空間の確保に努めるとともに、野上地域や伊岐津志地区においては、交通アクセスに恵まれていることから、ある程度規模の大きな住宅地を誘導する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- (一) 山林については、植林地が6割を占めており、その植林木の健全な保育管理を進め、天然林については、自然環境を阻害することがないよう管理し、環境保全機能の健全化を図る緑地として位置づける。

- (二) 河川緑地については、蘇水峽をはじめとする河川周辺の豊かな緑を保全すると

ともに、レクリエーションの場として活用を図り、町民のスポーツ・レクリエーションの場として、グラウンド等の機能を持つ蘇水公園や諸田公園を位置づける。

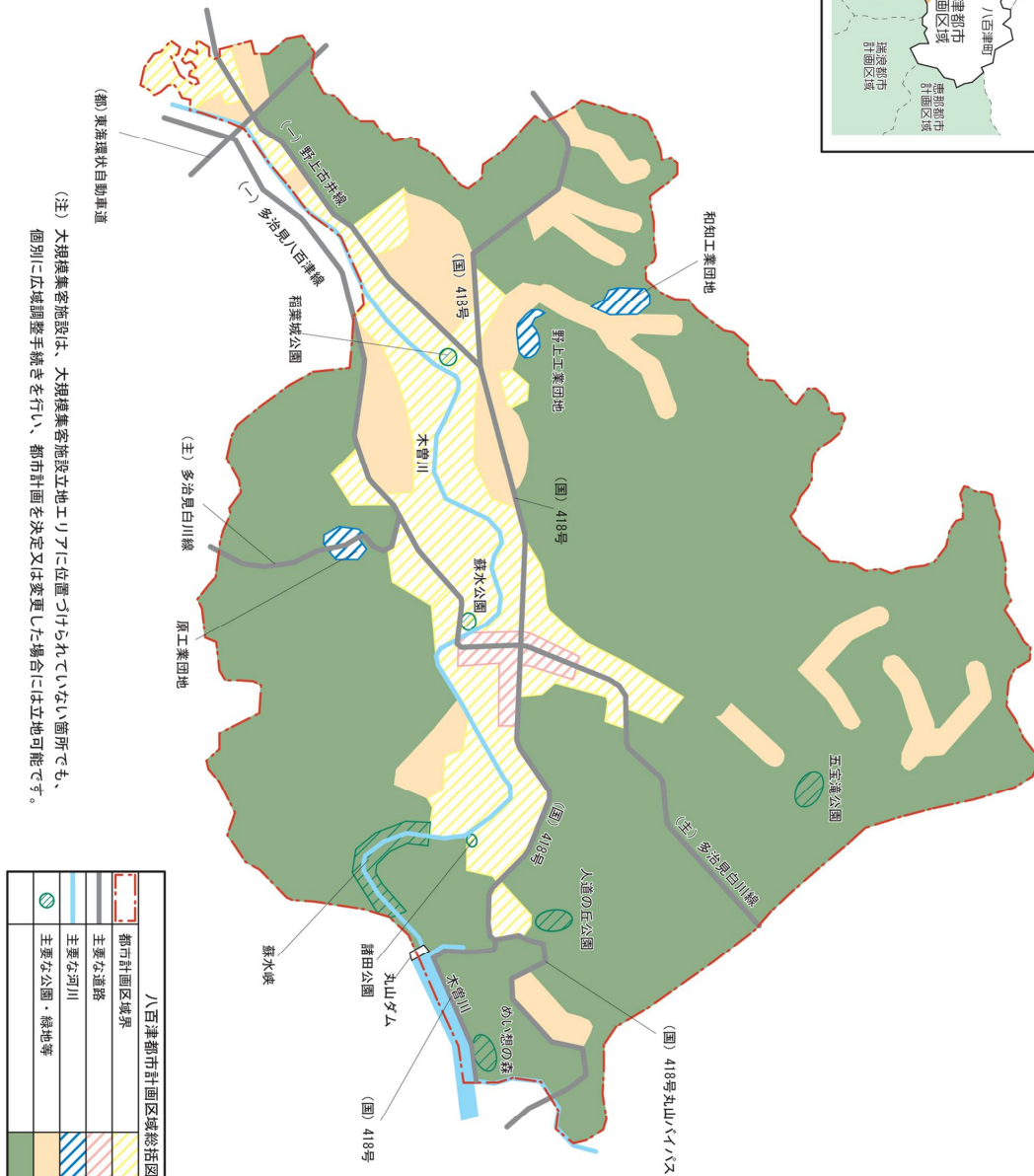
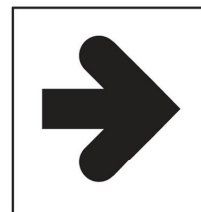
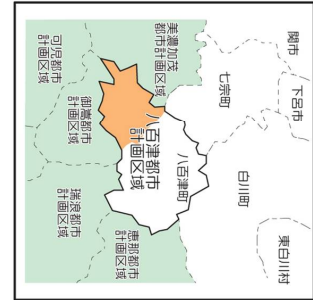
- (三) 良好な自然環境、散策路を有する憩いの空間として、めい想の森、五宝瀧公園等を位置づける。

- (四) 住宅地域の中央を流れる木曽川周辺の自然環境を有効に利用できるよう、丸山ダムを中心に旅足川、隠玄田、北山地区を地区住民や近隣都市住民の自然とふれあう場となる緑地として位置づける。

- (五) 杉原千畝の功績を称える人道の丘公園、明鏡寺観音堂をはじめとする多くの文化財、戦国時代の武将稲葉右近の和知城址、木曽川及びダムの歴史を伝える旧八百津発電所資料館等の周辺を歴史的環境を保全する緑地として位置づける。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

八百津都市計画区域 総括図



(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合には立地可能です。

八百津都市計画区域総括図 凡 例	
	都市計画区域境界
	主要な道路
	主要な河川
	主要な公園・緑地等
	住居系
	商業系
	工業系
	その他 (農地、集落他)
	その他 (森林他)

別記二

公述申出書

平成22年8月5日付けで岐阜県公報に登載された八百津都市計画区域マ
スタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいの
で申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所 TEL

(ふりがな)

氏 名 印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年八月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター